

【タイトル】2月研修会
【部会名】税務研究部会

【日時】平成21年2月20日(金) PM2:00~:4:00
【場所】法人会館2階会議室

【演題】「 税務調査のこぼれ話 」
【講師】上園 審理担当上席調査官
(法人課税第一部門)



【概要】

(1) 講師の調査経験での印象深い事例として、繁華街担当として従事していた時の次のような**飲食店関係の調査事例**を研修した。

伝票から現金売り上げの分を全て除外し、掛売りとカード売り上げの分だけを計上していたケース

伝票の現金売り上げ分の枚数を、減らしてごまかすケース

宴会売り上げの分だけを数年にわたり、全て除外したケース

観光ビザの外国人ホステスは3ヶ月以上滞在できない筈なのに、人件費として架空計上されているケース

(2) 不景気による業績悪化のケースが増える事が予想されるこの頃、**定期同額給与の減額が認められか否か**について、平成20年12月に国税庁から公表された「役員給与に関するQ&A」を使用して研修した。主な内容は以下の通り。

業績等の悪化により株主との関係上、年度の途中で減額した。(Q1)

第三者である利害関係者(株主、債権者、取引先等)との関係上行ったものであり、業績悪化改定理由に該当する。従って、改定前も改定後もそれぞれ定期同額給与に該当する。

(参考)業績悪化改定事由による改定に該当する、減額改定

- A. 株主との関係上、役員給与を減額 (公開会社の場合)
- B. 取引銀行への借入金返済の為、役員給与を減額

・・・・・銀行から指摘されたら、メモ等を残しておく

C. 財務諸表の数値が著しく悪化し倒産の危機にある為、取引先等の利害関係者の信用を確保する必要性から役員給与を減額

単に業績目標に達していない・一時的な資金繰り等の理由では不可。

2年～4年位の期間で、経営状況の改善を計る為の数値目標をつくる事が要件。

(同族会社のケース)

役員給与の額の据え置きを定時株主総会で決議しなかったが、その後、営業利益を確保する事を目的として減額した。(Q4)

イ.据え置きを決議しなくても、新年度から定時株主総会までの支給額は前年度の株主総会で決まっていたので、定期同額給与に該当する。

ロ.当職務執行期間の途中での、この場合の減額は業績悪化改定事由等に該当しない。

(しかしこの場合は、減額改定後の各支給時期に支給額が同じになっており、減額改定後の定期給与を新たな職務執行期間において継続して支給している。従って減額改定前の支給について、上乘せがあったと考えられるので)

八.損金不算入額は、減額改定前の定期給与のうち、減額改定後の定期給与の額を超える部分。



入院の為、職務執行ができなくなったので役員給与を減額し、退院後は従来と同様の職務執行が可能となったので入院前と同額の給与を支払った。(取締役会の決議を経ている)(Q5)

臨時改定事由による改定に該当する。